国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、 この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける 教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターへリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月21日に支給する。ただし、21日が国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条第1項第1号から第3号までに規定する所定休日(以下この項において「所定休日」という。)に当たるときは、21日の直前の所定休日以外の日にこれを支給する。
- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に 当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターへ リ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手 当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事 情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等 へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

- 第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本 給は、日割計算に基づき、これを支給する。
- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの 給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額 とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に 規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

- 第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ シニアー般職基本給表(一)
 - ウ 一般職基本給表(二)
 - エ シニアー般職基本給表(二)
 - (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
 - (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ シニア医療職基本給表(A)
 - ウ 医療職基本給表(B)
 - エ シニア医療職基本給表(B)
 - (4) 指定職基本給表(別表第4)
- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれ を昇格させることができる。

(昇給)

- 第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。
- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職基本給表(B)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものにあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)の昇給の号俸数は、第1項に規定する期間の全部 を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を2号俸とすることを標準として、これを決定するものとする。

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 40 歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	4級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上

4 前3項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

IN CALA CHINAL CHA	, C. 47 MX 7 C. 54 6	
基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上
一般職基本給表(一)	4級以上7級以	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上
	下	
一般職基本給表(一)	8級以上	全て
一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57 歳以上
教育職基本給表(一)	4級以下	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上
教育職基本給表(一)	5級	全て
一般職基本給表(一)、一般職	全て	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上
基本給表(二)及び教育職基本		
給表(一)以外の基本給表		

- 5 前項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 6 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを 降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第 5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

- 第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。
- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

- 第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。
- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれる ものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)

に対しては、月額52,100円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、別表第9に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。また、 扶養手当の額は同表に掲げる額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

- 第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。
- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合 を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

- 第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
 - 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,300円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,400円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 13,500円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 16.600円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 19,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 22,800円

- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 29.100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 38,700円
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。
- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 4 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

- 第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

- 第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一) 又はシニア一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高 圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

- 第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。
 - (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、 所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3.200円
 - (2) 一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

- 第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。
 - (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
 - (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う 教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったこと が測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

- 第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

- 第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務	の区分
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

- 第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者又は医療職基本給表(B)若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。
- (1) 救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うために救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプター又は小型機(以下「ドクターヘリ等」という。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合
- (2) 患者に臓器移植を実施するためにドクターヘリ等に搭乗し、臓器を搬送する業務に従事した場合
- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

- 第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあっては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額	
	教育職基本給表(一)	15,000円	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	医療職基本給表(A)	4,500円	
	シニア医療職基本給表(A)	4,500円	
	教育職基本給表(一)	7,300円	
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	医療職基本給表(A)	2,200円	
	シニア医療職基本給表(A)	2,200円	
	教育職基本給表(一)	6,400円	
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	医療職基本給表(A)	1,900円	
	シニア医療職基本給表(A)	1,900円	
	教育職基本給表(一)	4,400円	
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	医療職基本給表(A)	1,300円	
	シニア医療職基本給表(A)	1,300円	

(緊急診療等呼出手当)

- 第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)、シニア医療職基本給表(A)、医療職基本給表(B) 若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

- 第 35 条の 5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和 44 年大阪府規則第 48 号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
- 3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間 1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日 における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間 当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

- 第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間 1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。
- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

- 第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。
- 2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱 等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

- 第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給 与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同 様とする。
- 3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末 手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 教職員の初任給、昇格、昇給、降格及び降給等に関し必要な事項は、国立大学法人大阪大学教職員の初任給、昇格、昇 給等の基準に関する内規に定める。

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。) のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた 者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意 があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。) 第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、 給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成 19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。 (休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定 にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(経過措置に係る支給日)

8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15 年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。

(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)

11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。

(入試手当に関する特例)

12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別掛任手当に関する特例)

13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附即

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。

(号俸の切替え)

3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。

(基本給月額に関する経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本 給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給するこ とができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する 調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、 その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額と して支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた 取扱いをする必要があると認められる教職員

(加給金額に関する経過措置)

9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その

額が、別表第 2-A の教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。 (基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に 降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、 当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規 定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号 俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として 第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算 出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。 (管理職手当に関する経過措置)
- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

- (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職 手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等 を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附目

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 (平成 19 年 4 月 1 日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。 (災害応急作業等手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあっては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。

(教職員の基本給等に係る特例)

2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。) に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
	1~ 2級	100分の4.77
一般職基本給表(一)	3~ 6級	100分の7.77
	7~10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1~ 3級	100分の4.77
川文4収2至447412(二)	4~ 5級	100分の7.77
	1~ 2級	100分の4.77
教育職基本給表(一)	3~ 4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1~ 2級	100分の4.77
教育帆基平和衣(二)	3級	100分の7.77
	1~ 2級	100分の4.77
医療職基本給表(A)	3~ 7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
	1~ 2級	100分の4.77
医療職基本給表(B)	3~ 6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の 月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条 第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
 - (平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本 給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。 (基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第 11 条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第 6 項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本 給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給するこ とができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前 2 項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前 2 項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前 4 項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に 降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、 当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第 2 項から第 5 項までの規定による基本給を支給することができるものとする

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 (平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本 給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 (平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本

給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500 円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円 (一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
 - (平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本 給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を 受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における 号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
 - (平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本 給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなっ

た教職員の特例措置)

2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 第1項ただし書に規定する施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(災害応急作業等手当の廃止)

2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止 する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (令和4年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった 教職員の特例措置)
- 2 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
 - (令和5年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった 教職員の特例措置)
- 2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月14日施行附則第12項の改正については、令和6年9月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この改正の施行日において、改正前の第29条第4項に規定する支給単位期間の残存期間がある場合、当該残存期間中、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日等)

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正基本給表、第25条の改正規定及び別表第8は令和6年12月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表第9にかかわらず、以下の表を適用するものとする。

(会和7年4月1日~会和8年3月31日)

数職員		(11/11)	-4月1日~〒和8平3月31日 <i>)</i>
教職員でその職務の級が9級以上であるもの	教 職 員	扶 養 親 族	扶養手当の月額
一般職基本給表(一)の適用を受ける 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 1人につき11,500円 数職員でその職務の級が8級であるも の、教育職基本給表(一)の適用を受け 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.500円 3茶 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 3子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 3子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3.000円 3.000円	一般職基本給表(一)の適用を受ける	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	1人につき11,500円
一般職基本給表(一)の適用を受ける	教職員でその職務の級が9級以上であ	る子	
教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの 一方の他教職員でその職務の級が8級であるもの 一方の他教職員でその職務の級が8級であるもの 一方の他教職員 一方の他教職員できる日以後の最初の3月31日までの間にある 一方の他教職員 一方の他教職員 一方の他教職員 一方の他教職員である 一方の他教職員 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の他教育の3月31日までの間にある 一方の職務の政事を表する日以後の最初の3月31日までの間にある 一方の職務の政事を表する 一方の職務の政事を表する日以後の最初の3月31日までの間にある 一方の職務の政事を表する日は、「一方の職務の政事を表する日は、「一方の職務の政事を表する日は、「一方の職務の政事を表する 一方の職務の政事を表する 一方の権権を表する 一方の	るもの		
の、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの	一般職基本給表(一)の適用を受ける	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	1人につき11,500円
る教職員でその職務の級が5級である もの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障がい者 電偶者 3,000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 1人につき6,500円	教職員でその職務の級が8級であるも	る子	
もの及び医療職基本給表(A)の適用を 受ける教職員でその職務の級が8級で あるもの	の、教育職基本給表(一)の適用を受け	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	1人につき3,500円
受ける教職員でその職務の級が8級で あるもの 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障がい者 3,000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるだ。 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。	る教職員でその職務の級が5級である	る孫	
あるもの	もの及び医療職基本給表(A)の適用を	満60歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障がい者	受ける教職員でその職務の級が8級で	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	
その他教職員 配偶者 3,000円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 1人につき11,500円 る子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 1人につき6,500円 る孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	あるもの	る弟妹	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。		重度心身障がい者	
る子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	その他教職員	配偶者	3,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ		満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	1人につき11,500円
る孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ		る子	
満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ		満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	1人につき6,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ		る孫	
		満60歳以上の父母及び祖父母	
る弟妹		満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ	
		る弟妹	
重度心身障がい者		重度心身障がい者	

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第3項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日~令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上

3 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第4項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日~令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
------	------	-----

一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57 歳以上
一般職基本給表(二)以外の基本給表	全て	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上

附 則

この改正は、令和7年5月21日から施行し、令和7年5月7日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、令和7年10月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 令和7年10月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における号俸については別に定める。

附則

この改正は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第35条の2の改正規定は令和8年1月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	,	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400		420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	_00,000					420,700				
49	254,100	288,600	331,400			420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	,	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	,	421,400				
52	255,800	290,600	335,100			421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	 7級	8級	9級	10級
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	·	·	·	·
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

イ シニアー般職基本給表(一)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600
2	232,000	268,000	301,600	327,800	358,800

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	F
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,10
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,700	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900		
79	·	·	304,300	329,300 329,600	
	254,400	272,500	,	,	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

エ シニアー般職基本給表(二)

職務の級	S1級	S2級	S3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400
2	230,900	255,800	283,800

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	_	10,500	23,800	25,400	30,000
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,200	315,900	385,400	429,900	
22	270,500	318,300	386,600	431,000	
23	271,900	320,700	387,800	432,100	
24	273,200	322,900	388,900	433,200	
25	274,700	325,100	390,000	434,100	
26	276,300	327,100	391,300	435,200	
27	277,900	329,100	392,600	436,200	
28	279,500	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	
39	294,500	350,300	406,900	448,300	
40	295,500	351,300	407,900	449,100	
41	296,400	351,800	409,000	449,900	
42	297,500	352,200	410,200	450,800	
43	298,600	352,600	411,300	451,600	
44	299,500	352,900	412,400	452,300	
45	300,400	353,400	413,300	453,000	
46	301,400	353,900	414,300	453,900	
47	302,300	354,400	415,300	454,800	
48	303,200	354,700	416,200	455,700	
49	304,100	355,000	417,400	456,600	
50	304,500	355,300	418,700	457,500	
51	304,900	355,600	420,100	458,500	
52	305,300	355,900	421,400	459,400	
53	305,700	356,300	422,200	460,400	
54	306,100	356,600	423,200	461,400	
55	306,400	357,000	424,200	462,300	
56	306,700	357,300	425,300	463,300	
57	307,100	357,600	426,200	464,200	
58	307,500	358,000	426,900	465,100	
59	308,000	358,300	427,700	466,000	
60	308,300	358,700	428,400	467,000	
61	308,600	359,000	429,100	467,800	
62	308,900	359,300	429,900	468,200	
63	309,200	359,700	430,700	468,800	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
64	309,600	360,000	431,300	469,400	
65	310,000	360,300	431,900	470,100	
66	310,300	360,700	432,400	470,800	
67	310,700	361,000	432,800	471,100	
68	311,000	361,400	433,200	471,700	
69	311,400	361,800	433,500	472,100	
70	311,700	362,100	433,800	472,500	
71	312,100	362,500	434,100	472,800	
72	312,500	362,900	434,500	473,100	
73	312,800	363,200	434,800	473,400	
74	313,100	363,600	435,100	473,700	
75	313,500	364,000	435,500	474,000	
76	313,800	364,400	435,900	474,300	
77	314,100	364,700	436,200	474,600	
78	314,400	365,100	436,500	475,000	
79	314,800	365,500	436,900	475,300	
80	315,100	366,000	437,200	475,600	
81	315,400	366,500	437,500	475,900	
82	315,700	367,100	437,900	476,300	
83	316,000	367,800	438,200	476,600	
84	316,400	368,400	438,500	476,900	
85	316,700	369,000	438,800	477,200	
86	317,100	369,600	439,100		
87	317,500	370,200	439,300		
88	317,900	370,800	439,600		
89	318,200	371,300	439,900		
90	318,500	371,700	440,200		
91	318,800	372,000	440,400		
92	319,200	372,400	440,700		
93	319,600	372,800	441,000		
94	320,000	373,200	441,300		
95	320,400	373,600	441,600		
96	320,800	374,000	441,900		
97	321,200	374,600	442,200		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
98	321,700	375,100	442,500		
99	322,200	375,500	442,800		
100	322,800	376,000	443,100		
101	323,100	376,400	443,400		
102	323,400	376,900	443,700		
103	323,600	377,200	444,000		
104	323,900	377,500	444,300		
105	324,200	378,000	444,500		
106	324,500	378,400			
107	324,800	378,900			
108	325,000	379,400			
109	325,300	379,800			
110	325,600	380,300			
111	325,900	380,700			
112	326,300	381,100			
113	326,600	381,500			
114	326,900	381,900			
115	327,200	382,300			
116	327,500	382,700			
117	327,700	383,100			
118	328,000	383,500			
119	328,400	383,900			
120	328,800	384,300			
121	329,000	384,600			
122	329,300	385,000			
123	329,600	385,400			
124	330,000	385,700			
125	330,200	386,100			
126	330,400	386,600			
127	330,700	387,100			
128	331,000	387,500			
129	331,200	387,900			
130	331,500	388,400			
131	331,900	388,900			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
132	332,100	389,400			
133	332,300	389,900			
134	332,600	390,400			
135	332,900	390,900			
136	333,100	391,400			
137	333,300	391,900			
138	333,500	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				
143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				
146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、50と、60とに定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級		
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額		
	円	円	円		
1	244,100	277,500	360,000		
2	247,000	279,300	362,200		
3	250,100	281,100	364,400		
4	253,100	282,800	366,600		
5	256,300	284,400	368,500		
6	259,600	285,900	370,800		
7	262,800	287,400	373,100		
8	266,000	288,900	375,400		
9	269,000	290,400	377,600		
10	270,800	292,200	379,900		
11	272,500	294,100	382,000		
12	274,100	295,900	384,000		
13	275,700	297,800	385,900		
14	277,000	299,700	387,500		
15	278,400	301,600	389,000		
16	279,700	303,500	390,600		
17	281,000	305,500	392,200		
18	282,100	308,000	393,500		
19	283,100	310,600	394,800		
20	284,000	313,200	396,000		
21	285,400	315,800	397,300		
22	286,700	318,300	398,900		
23	288,100	320,700	400,500		
24	289,400	323,000	402,000		
25	290,800	325,100	403,400		
26	292,300	327,200	404,900		
27	293,700	329,300	406,400		
28	295,100	331,400	407,900		
	296,400	333,400	409,200		
30	297,700	335,000	410,600		
	299,000	336,500	411,900		
31	300,400	338,000	413,200		
32		·			
33	301,800	339,500	414,100		
34	303,100	341,100	415,300		
35	304,400	342,600	416,400		
36	305,200	344,100	417,500		
37	305,900	345,500	418,500		
38	306,700	346,900	419,600		
39	307,500	348,200	420,700		
40	308,300	349,400	421,800		
41	309,000	350,600	422,900		
42	309,800	352,300	424,000		
43	310,500	353,900	425,200		
44	311,000	355,700	426,400		
45	311,500	357,300	427,500		
46	312,000	358,900	428,900		
47	312,400	360,400	430,400		
48	312,800	361,800	431,900		
49	313,300	363,300	433,300		
50	313,700	364,900	434,200		
51	314,100	366,300	435,100		
52	314,400	367,700	435,900		
53	314,700	369,100	436,700		
54	315,100	370,100	437,700		

職務の級	1級	2級	3級
55	315,400	371,100	438,700
56	315,800	372,000	439,400
57	316,100	373,100	
58	316,400	374,300	440,900
59	316,800	375,600	441,700
60	317,100	376,900	442,600
61	317,500	378,200	443,600
62	317,800	379,500	444,600
63	318,100	380,700	
64	318,400	381,900	
65 66	318,800 319,100	383,100 384,400	
67	319,500	385,600	448,800
68	319,800	386,800	
69	320,200	388,000	450,500
70	320,500	389,300	451,300
71	320,900	390,500	452,100
72	321,300	391,700	
73	321,600	392,900	453,700
74	322,000	394,200	454,100
75	322,500	395,500	454,500
76	322,900	396,700	454,900
77	323,200	397,800	455,300
78	323,700	398,900	455,800
79	324,100	400,000	456,200
80	324,500	401,200	456,600
81	324,900	402,600	456,800
82	325,300	404,000	457,200
83	325,700	405,400	457,500
84	326,100	406,800	
85	326,500	407,800	458,100
86	327,000	409,100	
87	327,500	410,400	
88	328,000	411,800	
89	328,300	412,900	
90	328,700	413,800	
91	329,100	414,800	
92	329,500	415,900	
93	330,000	416,700 417,800	
94	330,400 331,000	417,800	
95 96	331,500	419,800	
97	331,900	420,700	
98	332,300	421,600	
99	332,600	422,500	
100	332,900	423,400	
101	333,200	424,200	
102	333,500	425,200	
103	333,800	426,100	
104	334,100	427,100	
105	334,400	427,700	
106	334,900	428,400	
107	335,400	429,100	
108	335,800	429,600	
109	336,200	430,000	
110		430,400	
111	337,100	430,700	
112	337,500	431,000	

職務の級	1級	2級	3級
113	337,800	431,200	
114	338,300	431,500	
115	338,600	431,800	
116	339,000	432,100	
117	339,300	432,300	
118	339,700	432,600	
119	340,200	432,900	
120	340,700	433,100	
121	340,900	433,300	
122	341,300	433,600	
123	341,600	433,900	
124	341,900	434,100	
125	342,100	434,300	
126	342,400		
127	342,900		
128	343,300		
129	343,500		
130	343,900		
131	344,300		
132	344,700		
133	344,900		
134	345,300		
135	345,700		
136	346,000		
137	346,300		
138	346,700		
139	347,100		
140	347,500		
141	347,900		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

ア 医療職基本給表(A 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
ク 件	至	医	至	至	至	医	本 本 中 田	本
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,200	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	255,300	·	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
54	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
55	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
99	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500			
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		1	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700				
79	265,300	301,200	338,500	359,900				
80	265,500	301,500	339,000	360,200				
81	265,700	301,800	339,500	360,700				
82	266,000	302,000	339,800	361,000				
83	266,300	302,300	340,000	361,300				
84	266,500	302,600	340,300					
85	266,700	302,800	340,700	·				
86		303,000	341,100	·				
87		303,200	341,400					
88		303,400	341,700	·				
89		303,800	342,000	,				
90		304,000	342,200	·				
91		304,200	342,600	·				
92		304,400	342,900	·				
93		304,800	343,100				1	1
94		305,000	343,400	·				1
95		305,200	343,700				1	
96		305,500	343,900	·				1
97		305,800	344,100					
98		306,000	344,400				+	1
99		306,200	344,700					
100		306,500	344,900	367,300				1
101		306,800	345,100	367,800			1	
102		307,000	345,300				1	
103		307,200	345,700				1	
104		307,500	345,900				+	1
105		307,800	346,100				1	1
106			346,400				+	1
107			346,800					1
108			347,200					1
109			347,400					1

イ シニア医療職基本給表(A)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級	S6級	S7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
2	230,800	266,400	289,100	319,200	361,900	414,000	461,900

ウ 医療職基本給表(B)

ウ 医療職基本給表(E 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	 7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
V , ,	円	円	円	円	円	円	—————————————————————————————————————
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12		270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	=10,100	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	=11,100	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	=10,100	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	=01,100	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	=00,100	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	=00,000	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	201,100	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	=00,100	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
30	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
31	201,000	285,900 286,600	308,400 309,100	327,000 328,100	363,400 364,900	425,300 426,800	470,900 471,700
32	2 00,000	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	471,700
33	=00,000	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	472,300
34	=,0,100	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,200
35	210,100	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	, i	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	·	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38		290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	,	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49		295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50		295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51		296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	_ ,	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53		297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54		297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	_ == , ===	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800		371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	•	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	,	·	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	•	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•			
87	296,300	323,600					
88	296,800	324,600	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•			
89	297,200	325,500		·			
90	297,700	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
91	298,200	327,500	•				
92	298,700	328,500	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
93	299,200	329,300	•	383,000			
94	299,600	330,000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
95 96	300,100	330,700	·	·			
96	300,700	331,300		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
98	301,300	331,800	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
98	301,800	332,100		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
100	302,300	332,600	·				
100	302,800	333,200	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
101	303,200	333,600	·	,			
102	303,700	334,100	·	•			
103	304,100	334,700		388,100			
104	304,500 304,900	335,200 335,600	·	•			
106	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·			
107	305,300 305,700	336,100					
107	305,700	336,600					
109	306,000	337,100					
110	306,200	*					
110	ასხ,ნსს	337,800	372,400				

職務の級	1級	2級	3級	 4級	5級	6級	7級
111	306,700	338,100	372,900				
112	307,000	338,400	373,300				
113	307,300	338,700	373,700				
114	307,500	339,100	374,100				
115	307,800	339,400	374,600				
116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	,	342,300					
127	- ,	342,600					
128	- ,	342,800					
129	- ,	343,000					
130	,	343,200					
131	312,200	343,500					
132	,	343,700					
133	, ,	344,000					
134 135	,						
136	,	344,800					
137		345,200					
138	,	345,500 345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	/	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	,						
156	,						
157	319,400						
158	,						
159	,						
160 161	,					+	+
162	320,700						+
163	,						+
164							+
165	,						+
166	,						+
167							+
168	,						+
169	,						
100	525,500				<u>I</u>	1	

エ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300
2	247,400	284,200	304,100	325,200

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

MININI TO THE STATE OF THE STAT	34117
号俸	基本給月額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究 科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3. 人間科学研究科附属 比較行動実験施設 及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該 動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び 歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、 作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学 療法技術職員	1
	(11) 手術部(中央手術室)又はアイセンター手術部門に勤務する看護師長、看護師及び 准看護師	
	(12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とす る患者係事務教職員	
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
	(2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ シニアー般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
S1級	6,600円
S2級	8,500円
S3級	9,600円
S4級	10,200円
S5級	10,600円

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

エ シニアー般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
S1級	6,000円
S2級	7,400円
S3級	8,500円

才 教育職基本給表(一)

7 教育概整个相数()	
職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

カ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

キ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ク シニア医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
S1級	6,200円
S2級	8,000円
S3級	9,100円
S4級	9,700円
S5級	10,500円
S6級	11,300円
S7級	12,200円

ケ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

コ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
S1級	8,100円
S2級	9,400円
S3級	9,700円
S4級	10,000円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

	10世末 内 (が)		
基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)		I 種A	160,000
	7~8	I 種B	130,000
		Ⅱ種	110,000
	5~6	Ⅲ種	90,000
教育職基本給表(一)		Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
	5	IV種	80,200
		V種	66,800
		VI種	42,800
	4	IV種	68,800
	4	V種	57,300
医療職基本給表(A)	5~8	IV種	79,000
医療職基本給表(B)	F - 7	Ⅱ種	102,000
	5~7	Ⅲ種	90,000
	4~5	IV種	72,000

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

別表第8 医帥等調整手当(第25条関係) 期間の区分	手当の額
	円 一
1年未満	52,100
1年以上2年未満	52,100
2年以上3年未満	52,100
3年以上4年未満	52,100
4年以上5年未満	52,100
5年以上6年未満	52,100
6年以上7年未満	50,300
7年以上8年未満	48,500
8年以上9年未満	46,700
9年以上10年未満	44,900
10年以上11年未満	43,100
11年以上12年未満	41,300
12年以上13年未満	39,500
13年以上14年未満	37,700
14年以上15年未満	36,300
15年以上16年未満	34,900
16年以上17年未満	33,500
17年以上18年未満	32,100
18年以上19年未満	30,700
19年以上20年未満	29,300
20年以上21年未満	27,900
21年以上22年未満	27,300
22年以上23年未満	26,700
23年以上24年未満	25,700
24年以上25年未満	25,100
25年以上26年未満	24,500
26年以上27年未満	23,900
27年以上28年未満	23,300
28年以上29年未満	22,500
29年以上30年未満	22,200
30年以上31年未満	21,800
31年以上32年未満	21,200
32年以上33年未満	20,300
33年以上34年未満	19,400
34年以上35年未満	18,700
35年以上	0

(令和8年4月1日~)

	(月和6千年月1日 -)
扶 養 親 族	扶養手当の月額
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000 円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000 円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある孫	1人につき3,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある弟妹	
重度心身障がい者	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000 円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある孫	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある弟妹	
重度心身障がい者	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障がい者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫